

**平成 30 年度**

**なごや歴史的建造物保存活用工事助成  
(クラウドファンディング活用型)**

**< 募 集 要 項 >**

**なごや歴史的建造物保存活用協議会**

**〔 名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室  
景観整備機構(公財)名古屋まちづくり公社 〕**

## 第1章 目的と概要

### 1. 募集の目的

身近に歴史が感じられるまちづくりを進めるため、クラウドファンディングにより資金調達して歴史的建造物の保存活用を行う事業を募集します。

地域の魅力づくりに寄与する歴史的建造物の保存活用事業を選定の上、クラウドファンディングが成立した事業に対し、なごや歴史まちづくり基金より助成します。

本助成事業の実施により、歴史的建造物の保存活用事業にかかる初期経費を支援するとともに、クラウドファンディングの特性を活かして、その取り組みを広く発信することで、地域の貴重な歴史的資産を活かしたまちづくりを進めていくことを目的とします。

### 2. 用語の定義

#### ①クラウドファンディング（以下、「CF」）

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。インターネットを通じて幅広く資金を集める手法で、CF仲介事業者の運営するWEBサイトを通じて行う。

#### ②オールオアナッシング方式

CFによる資金調達方式のうち、調達額が目標額を達成することでCFが成立する方式

#### ③オールイン方式

CFによる資金調達方式のうち、調達金額に関わらずCFが成立する方式

#### ④事業必要額

歴史的建造物の保存活用事業実施において、資金調達が必要な金額の合計

#### ⑤CF目標額

CFによる資金調達の際に設定する目標金額（事業必要額と同額とする）

#### ⑥リターン

CFによる資金提供者に対し提供する物品やサービス等

### 3. 募集の概要

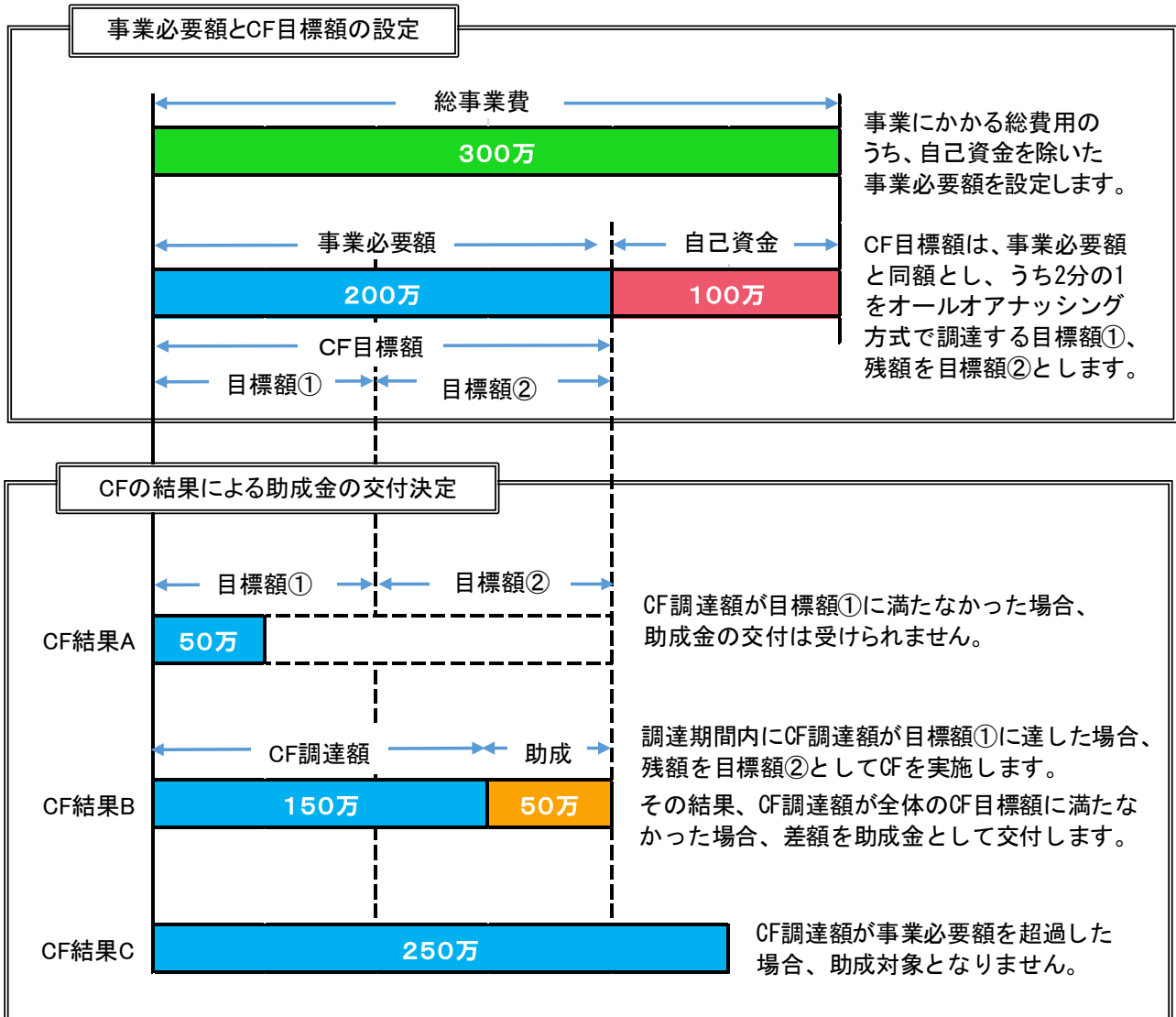
<b>①募集事業</b>	歴史的建造物を保存活用し、CFにより資金調達を行って実施する事業で、以下の2点をともに満たすもの （i）当該歴史的建造物の改修工事等を行うもの （ii）地域の魅力づくり等に寄与するもの  例）・古民家を改修して飲食店として活用 ・老朽化した歴史的建造物の修復 など
--------------	---

②基金からの助成	<p>当該歴史的建造物の保存活用のための工事（以下、「助成対象工事」）にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観の保存工事</li> <li>・ 建物の保存上必要と認められる内部改修工事等</li> </ul>
③助成要件	<p>事業必要額を CF 目標額とし、調達額が目標額未満、かつ 2 分の 1 以上であること</p>
④助成金額	<p>CF 目標額と調達額の差額で、助成対象工事にかかる費用。 ただし、なごや歴史まちづくり基金の範囲内かつ 500 万円以内</p>
⑤対象地域	<p>名古屋市内全域</p>
⑥対象者	<p>当該歴史的建造物を所有または借り、保存活用して事業を実施しようとする者</p>
⑦対象建物	<p>市都市景観条例に基づく登録・認定地域建造物資産など位置づけのある建物（現在位置づけのない建物でも、指定等の上で対象建物となる場合があります。） ※登録地域建造物資産の要件…築 50 年以上経過し、老朽化が著しくなく、修復・活用が可能で、所有者に存続の意思がある建造物</p>
⑧クラウドファンディング	<p>（ア）CF の種別は、商品やサービスなどリターンの提供を前提とする「購入型」及び「寄付型」が対象となります。 （イ）CF 仲介事業者は、応募者側で決めていただくこととなりますが、応募時点において CF の WEB サイトを運営しており、CF 仲介の実績のある事業者を対象とします。 （ウ）CF による資金調達方式は、オールオアナッシング方式及びオールイン方式のうち申請者が選択するものとします。</p>
⑨その他	<p>（ア）事業の内容が政治・宗教を目的とするものは対象外とします。 （イ）名古屋市暴力団排除条例に規定される暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 （ウ）助成対象工事について、他の助成制度により同様の内容の助成を受けている建物は対象外となります。 （エ）その他、次章以降の事項のすべてを満たすことが必要です。</p>

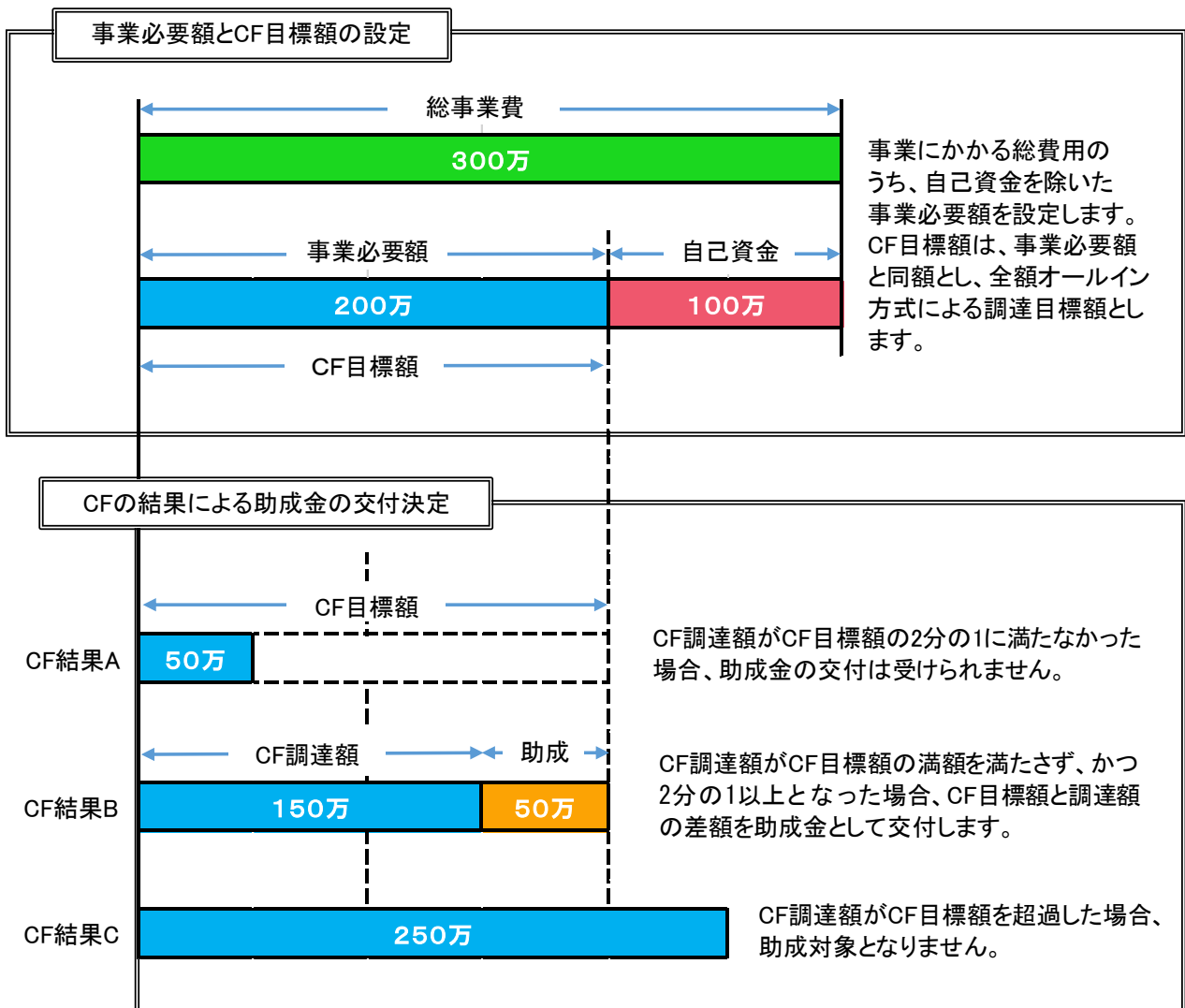
# 助成金交付の基本的な考え方

～事業必要額を 200 万円とした場合の例～

(1) オールオアナッシング方式で資金調達する場合

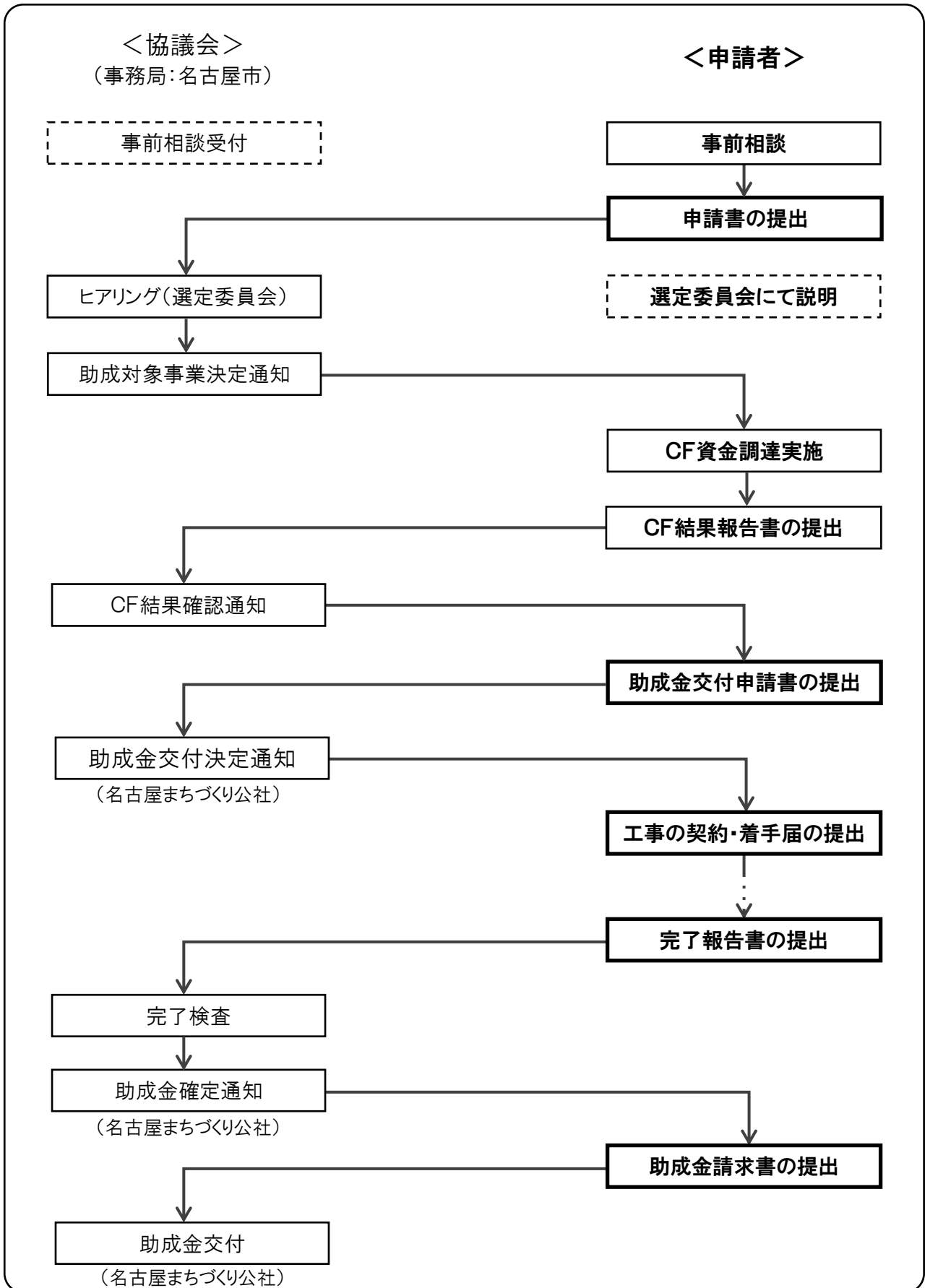


(2) オールイン方式で資金調達する場合



## 第2章 申請・審査

### 1. 手続きの流れ



## 2. 申請方法

①事前相談	申請書類等の提出にあたっては、必ず事前に下記相談窓口までご相談ください。相談にお越しになる際には、事前にご連絡ください。
②相談窓口 ・提出先	名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室 (名古屋市役所本庁舎 5 階) 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 Tel : 052-972-2779 受付時間 平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (正午から午後 1 時を除きます)
④提出期間	平成 30 年 7 月 6 日 (金) ~平成 31 年 1 月 31 日 (木)
⑤提出書類	・助成対象事業実施申請書※ ・歴史的建造物所有者の同意書※ ・現況図及び現況写真 ・設計図書 ・助成対象工事積算書 ・その他協議会が必要と認める書類 ※申請書類等については、相談窓口にて直接交付します。
⑥提出部数	2 部 (正本 1 部、副本 1 部)
⑦応募辞退	応募書類提出後の辞退は、書面にて提出してください。

## 3. 審査

なごや歴史的建造物保存活用協議会が設置する選定委員会の審査において、次頁の視点に沿って、提出書類及びヒアリングを基に事業者を決定します。

なお、選定委員会による審査において、ヒアリングを行いますので、出席してください。また、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

## (評価の視点)

○必要性	・ 歴史まちづくりの推進に貢献するか。 ・ 住民（地域）のニーズに沿った事業であるか。 ・ 十分な事業実施の見込みがあるか。
○公益性	・ 市民の利益につながるか。 ・ 地域の活性化や魅力づくりに寄与する事業であるか。
○発展性	・ 他の市民、団体や地域への波及効果が期待できるか。 ・ 他の市民、団体との連携を図るきっかけづくりとなるか。
○地域性	・ 地域の特性や歴史的資産を生かすための観点や工夫が見られるか。 ・ 地域の実情に相応しい事業であるか。 ・ 建物の価値を生かした事業であるか。
○先導性	・ チャレンジ性や独創性が見られるか。 ・ 歴史的建造物の保存活用のモデルケースとなり得る事業であるか。
○継続性	・ 継続的な事業実施が可能であるか。

## 4. 決定後の流れ

助成対象事業の決定後、CFによる資金調達を行い、CF結果が助成要件を満たす場合は、なごや歴史的建造物保存活用工事助成（クラウドファンディング活用型）取扱要綱及びなごや歴史的建造物保存活用工事助成金（クラウドファンディング活用型）交付要綱に基づき、助成を実施します。

### ① 資金調達開始（CF）

選定委員会の結果を踏まえた内容で、助成対象事業決定通知日から3ヵ月以内に、助成対象事業実施申請書に記載したCF仲介事業者のWEBサイトを通じて資金調達を開始してください。

### ② クラウドファンディング結果報告書の提出

CFによる資金調達終了後、CFの結果を確認できる書類等を添付して提出してください。

#### <提出期限>

- ・ 資金調達終了後速やかに

#### <添付書類>

- ・ CFの結果を確認できる書類
- ・ その他協議会が必要と認める資料



～以下、CF結果が助成要件を満たした場合～

**③助成金交付申請書の提出**

クラウドファンディング結果確認通知を受けたら、選定委員会の結果を踏まえた内容で、助成金交付申請書をご提出ください。内容を審査し、交付決定を行います。

＜提出期限＞

- ・行政上の手続き（または工事）に着手する前まで

**④工事の契約・助成対象工事着手届の提出**

助成金交付決定通知を受けたら、工事の契約を行うことができます。また、工事に着手した際には、着手届をご提出ください。

＜提出期限＞

- ・助成金交付決定通知日から30日以内

＜添付書類＞

- ・協議会が必要と認める資料

**⑤完了報告書の提出**

対象となる工事の完了に際しては、助成対象工事完了報告書をご提出ください。工事の完了検査を行い、助成金額を確定します。

また、やむを得ない場合を除き、完了報告書の提出までに、CFのリターンの実行を完了してください。

＜提出期限＞

- ・工事が完了した日から30日以内

＜添付書類＞

- ・工事完成写真
- ・助成対象工事に関する支払明細書（請求書及び領収書）
- ・CFにより調達した資金の入金を確認できる書類
- ・CFのリターンの実行が完了したことを示す書類
- ・その他協議会が必要と認める資料

**⑥助成金請求書の提出**

助成金額確定通知を受けたら、助成金請求書をご提出ください。指定口座に入金させていただきます。

## 5. 留意事項

- ①提出書類の差し替えまたは再提出は認めません。
- ②申請に要した費用は、すべて申請者の負担とします。
- ③助成対象事業実施申請の内容の変更については、助成対象工事中に生じたやむを得ない事由による変更で、協議会が認めた場合を除き、原則認めません。
- ④本助成に応募のあった事業の内容及び結果等については、なごや歴史的建造物保存活用協議会、名古屋市及び(公財)名古屋まちづくり公社において、ホームページやパンフレット等で公表できるものとします。
- ⑤助成の対象となる歴史的建造物、助成対象事業の状況及び地域のまちづくりへの効果等について、資料の提出又は報告を求めています。
- ⑥本助成事業は基金の範囲内で実施するため、募集の期間内であっても、募集を打ち切る場合があります。



◆なごや歴史的建造物保存活用協議会(事務局)◆

名古屋市 観光文化交流局 文化歴史まちづくり部 歴史まちづくり推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

Tel:052-972-2779 / Fax:052-972-4128

E-mail:a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp